

医療 DX 推進体制整備加算に係る掲示

当院では令和6年6月の診療報酬改定に伴う、医療DX推進体制整備加算について次の通り対応を行っています。

1. 電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室で閲覧又は活用できる体制を有しています。
2. 電子処方せんの発行
3. 電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室で閲覧又は活用できる体制を有しています。
4. マイナンバーカードの健康保険証利用について、声掛け、ポスター掲示を行っています。
5. 医療DX推進の体制に関する事項および質の高い医療を実施するための十分な情報を取得、活用して診療を行うことについて当医療機関の見やすい場所およびホームページに掲載しています。

上記の体制によって令和7年7月診療分より、初診時に医療DX推進体制整備加算を月1回に限り10点を算定しております。

医療法人 あさひ会

KANEKO CLINIC

かねこクリニック